meiji GAKUİП UПİVERSİTY



明治学院大学

マスコミ関係各位 2021 年 9 月 3 日

日本で唯一、ワイン法の授業を法学部で開講する明治学院大学が ワイン法の第一人者、蛯原健介教授のインタビューを公開 ~「甲州」は EU で表示できなかった? 複雑で奥深いワイン法の世界を紹介~

明治学院大学は、法学部グローバル法学科でワイン法を研究する蛯原健介教授のインタビューを公開しました。

https://www.meijigakuin.ac.jp/about/why/ebihara/

ワインの生産地を保護し、品質を維持するため、特にヨーロッパではさまざまな法的ルールが整備されてきました。 2015 年には、日本でもワインラベルの表示基準が定められ、産地や品種の表示について、初めて法律上の根拠を持つ明確なルールが示されました。

蛯原教授は、日本でワイン法の概念がほとんど知られていなかった時期から研究に取り組んできた、ワイン法の第一人者です。ワインをグローバルとローカルの両方の視点から捉え、気候変動や外交、サステナビリティの観点など、さまざまな角度からワインを巡る法的問題への考察を深めています。

インタビューでは、ワインというグローバルかつローカルな飲料の価値を守るため、複雑で奥深いワイン法が世界でどのように展開されているか、また、EU のワイン法では当初ラベルへの記載が許されなかったブドウの品種「甲州」が、いかにしてヨーロッパへの輸出に至ったかなど、印象的なエピソードを語っています。日本の大学で、ワイン法の授業を法学部で開講するのは本学だけと話す蛯原教授は、ワイン法の教育・研究を通じて、グローバルな問題を考えると同時に、地域特有の産品の価値を高め、ブランドを守り、地域の活性化に貢献することに意欲を燃やしています。ワインに興味のある方、明治学院大学に関心をお持ちの方にご覧いただきたく、ぜひ告知・取材をお願いいたします。



## 蛯原健介 法学部 グローバル法学科 教授

2000 年立命館大学大学院法学研究科博士後期課程公法専攻修了。博士(法学)。2000 年 4 月、本学法学部に着任し、2018 年より現職。専門分野は EU 法、ワイン法、公法学。2006 年から本学でワイン法の研究、教育を始め、大学では日本で唯一となる「ワイン法ゼミ」を担当しています。国際ワイン法学会理事。2014 年に出版した著書『はじめてのワイン法』(虹有社)が、ワイン界で最も権威のある OIV 賞を受賞しました。

## インタビュー「明学の理由。」

明治学院大学では、2020 年度より教員の研究に関するインタビュー「明学の理由。」の Web サイトへの掲載を開始し、社会において注目を集める先端の研究内容を紹介しております。メディア関係者をはじめ、学生、受験生、一般の方に興味深くお読みいただける紹介記事です。



【取材に関するお問い合わせ】

明治学院大学 総合企画室広報課 担当:圓道・一瀬

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 E-mail∶koho@mguad.meijigakuin.ac.jp\_https://www.meijigakuin.ac.jp/